

## 都労委から「和解」打診をまたもや拒否！ 会社には誠意ある対応を求めます－今こそ大局的見地に立つべき－

「和解での解決はどうですか！」。9月8日、都労委明治乳業事件調査の席上、金井公益委員から和解が打診されました。しかし会社代理人は、依頼人持ち帰り検討の意思もなく、即座に「明確にありません」と突き放す回答を示しました。

会社は、左記中労委命令・付言(縦書改め)は法的拘束力はないと突っぱねています。命令後、新たに8名が病に倒れ20名が死亡してしまいました。改めて「付言」を示し、私たちは中労委が示す道筋に会社は立つことを求めていきます。いたずらに争議を長引かせる根拠は何なのでしょうか。早期解決は人道上、必要不可欠の課題となつてきています。

### 明治不当労働行為再審査事件（平成25年（不再）第47号）中労委命令書

#### 第5 付言 全文

本件の労使紛争及びこれに関連する事情等として、次の点を指摘することができる。

昭和40年代において、会社の施策に賛同する当時の職制らが、市川工場事件申立人らや本件申立人らに対し、同人らの信条や組合活動等を理由とする誹謗中傷と評価されるのもやむを得ない活動を行っていたことは既に認定しておりである。そして、会社は、信条や組合活動等を問うことなく、従業員を公平・公正に取り扱うべき義務を負っていたにもかかわらず、少なくとも会社内で責任ある地位にあつた職制らの上記活動を抑制することはなかつたという限度においては、非難を免れ得ないところである。また、昭和40年代から昭和50年代初頭における査定の結果とはいえ、市川工場事件申立人ら及び本件申立人らとその他集団との間に職分格差（その帰結としての賃金格差）が存在していたのは紛れもない事実である。さらに、昭和60年に市川工場事件が申し立てられ既に30年余りが経過し、労使紛争が極めて長期化していることに加え、前記第3の9で掲示した39件もの関連する後続事件が都労委に係属するなど労使紛争が深刻化し、この間、市川工場事件申立人ら及び本件申立人らのうち12名が死亡している状況にある。

上記で指摘した事情からすれば、本件の労使紛争による関係当事者の物心両面の損失は大きいものといえ、また、今後も紛争の続くことによる負担やコストの増大も避け難いことは明白といえる。このように長期化し、深刻化した紛争を早期に解決することが当事者双方に強く求められるところであるが、そのためには、当事者双方の互譲による合意をもつて紛争の全面的解決を目指すべきことは自明の理である。当委員会は、当事者双方に対し、そのような解決に向けた対応を求めるものであり、殊に会社に対して、より大局的見地に立つた判断が強く期待されていることを指摘しておくこととする。